

第1章総則

(目 的)

第1条 本学は、教育基本法並びに学校教育法に基づき、建学の精神に則り、深く専門の学芸を教授研究し、徳性の涵養に努め、教養豊かにして、社会の発展に貢献する健全有為な女性を育成することを目的とする。

(自己評価等)

- 第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。
 - 2 前項の点検及び評価に関する事項は別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第3条 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学	斗 名	入学定員	収容定員
	生活デザイン専攻	40名	80名
生活科学学科	生活情報専攻	90名	180名
	食物栄養専攻	40名	80名
幼 児 教	育 学 科	120名	240名

2 各学科及び専攻課程の目的は、次のとおりとする。

学 科 名	目的
生活科学学科	生活に関する科学的理解を基礎とし、各専攻課程分野における専門 的知識と技術の教授研究を通して、心豊かで有能な人材を育成する。
生活デザイン専攻	デザイン的視点から生活環境を理解し、創造する能力を有する人材を 養成するための教育研究を行う。
生活情報専攻	現代社会における実践的な情報管理能力を身につけた人材を養成す るための教育研究を行う。
食物栄養専攻	人々のよりよい食生活を的確に支援できる実践的な栄養士を養成する ための教育研究を行う。
幼児教育学科	幼児の理解及びその指導に関する専門的知識と技能の教授研究を通 して、心豊かで有能な人材を育成する。

(修業年限及び在学年限)

- 第4条 本学の修業年限は2年とする。
 - 2 学生は、4年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 1年間の授業を行う期間は、試験日等を含め35週を下らないものとし、学年を次の2学期に分ける。

[前学期] 4月1日から9月30日まで

[後学期] 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、前期の終了 日及び後期の開始日を変更することができる。

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

「春期休業 3月10日から3月31日まで

「夏期休業」 8月1日から9月20日まで

「冬期休業」 12月24日から1月10日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、前項の休業 日を変更し、又は休業日に授業を行い、若しくは臨時に休業日を定 めることができる。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

- 第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。
 - 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又は これに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文 部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣 が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- 八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

- 第10条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて、提出しなければならない。
 - 2 前項の提出すべき書類及び提出の時期・方法等については、別に定 める。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行い、学長は教授会の議を経て合格者を決定する。

(入学手続き及び入学許可)

- 第12条 合格者は所定の期日までに、誓約書及び身元保証書を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。
 - 2 所定の期日までに、前項の入学手続きを完了しない者は合格を取消 すことがある。
 - 3 学長は、第1項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学・転入学)

- 第13条 本学に再入学または転入学を志願する者があるときは、欠員のある 場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。
 - 2 前項の規定により、入学を許可された者の既に修得した授業科目及 び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を 経て学長が決定する。

(退 学)

第14条 やむを得ない事情により退学しようとする者は、その理由を具し、 保証人と連署で願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(転 学)

第15条 他の学校に転学しようとする者は、保証人と連署で願い出て、本学 学長の許可を受けなければならない。

(休 学)

- 第16条 疾病その他やむを得ない事情により、3ヶ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。但し、疾病の場合は医師の診断書を添付しなければならない。
 - 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、 学長は休学を命ずることができる。
 - 3 休学の期間は、継続1年以内とし、通算して2年を超えることができない。
 - 4 休学の期間は、第4条第2項の在学年限に算入しない。

(復 学)

第17条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。但し、疾病の場合は健康診断書を添付しなければならない。

(除 籍)

第18条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- 一 第4条第2項に定める在学年限を超えた者
- 二 第16条第3項に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- 三 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

- 第19条 本学において開設する授業科目は、教養科目及び専門科目とする。
 - 2 授業科目の種類、単位数等は別表第1のとおりとする。

《別表第1:p.36~ 各学科授業科目開講表参照》

- 第20条 前条に定めるもののほか教職に関する専門科目、その他免許・資格 に関する科目を置くことができる。
 - 2 授業科目の種類、単位数等は、別に定める。

(単位の計算方法)

- 第21条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、 当該授業による教育効果および授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
 - 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業を もって1単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。
 - 2 前項の規定にかかわらず、教育上特に必要と学長が認める場合には、単位の計算を変更することができる。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(履修する授業科目の届け出)

第22条 学生は、その年度に履修する授業科目を所定の期限までに、学長に届け出なければならない。

(単位の授与)

- 第23条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。
 - 2 試験に関する事項は、別に定める。

(学習の評価)

第24条 成績の評価は、S、A、B、C、D、E、Fをもって表わし、S、A、B、Cを合格とする。

第6章 卒 業 等

(卒業の要件)

- 第25条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表第1に定めるところにより、教養科目から10単位以上、専門科目から54単位以上、合計64単位以上を修得しなければならない。
 - 2 前項の専門科目54単位のうち10単位を限度に、自由選択科目として 以下の各号に規定する履修による単位で置き換えることができる。
 - (1) 教養科目の履修による単位で、10単位を超える単位。
 - (2) 在籍する学科・専攻以外の学科・専攻の専門科目の履修により取得した単位。

(3) 別に定める特別派遣学生として他大学等における履修により取得した単位。

(他の短期大学または大学における授業科目の履修等)

- 第25条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学また は大学において履修した授業科目について修得した単位を30単位 を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したもの とみなすことができる。
 - 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学または大学に留学する場合に 準用する。
 - 3 認定手続等については、別に定める。

(短期大学または大学以外の教育施設等における学修)

- 第25条の3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学また は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定 める学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えるこ とができる。
 - 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。
 - 3 認定手続等については、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第25条の4 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期 大学または大学において履修した授業科目について修得した単位 を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみ なすことができる。
 - 2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学にお ける授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
 - 3 前2項により修得したものとみなし、また与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。但し、第25条2の2項と合わせる場合は45単位を超えないものとする。
 - 4 認定手続等については、別に定める。

(卒 業)

- 第26条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得 した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。
 - 2 卒業の時期は、学年または学期の終わりとする。

(学 位)

第26条の2 卒業を認定した者に対して学長は、教授会の議を経て次の区分 により、短期大学士の学位を授与する。

学 科	専 攻	学位の表記
	生活デザイン専攻	
生活科学学科	生活情報専攻	短期大学士 (生活科学)
	食物栄養専攻	
幼児教育学科		短期大学士(幼児教育)

2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

(資格の取得)

第27条 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は、次の とおりとする。

	学 科	ļ	専	攻	資格及び免許状の種類	
ĺ	生活科学学	科	食物栄	養専攻	栄養士免許	
Ì	幼児教育学	科			幼稚園教諭二種免許、保育士資格	

- 2 幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、第25条に定める 卒業要件を満たすとともに、教育職員免許法及び同法施行規則に定 める専門科目及び単位を修得しなければならない。
- 3 保育士資格を取得しようとする者は、第25条に定める卒業要件を 満たすとともに、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号によ り、厚生労働大臣の定める修業教科目及び単位を修得しなければな らない。
- 4 栄養士免許証を取得しようとする者は、第25条に定める卒業要件 を満たすとともに、栄養士法(第2条第1項)及び同法施行規則に 定める科目及び単位を修得しなければならない。

第7章 検定料、入学料、授業料その他の費用

(検定料等の金額)

第28条 本学の検定料、入学料、授業料等の金額は別表第2のとおりとする。

[別表第2] 検定料、入学料、授業料等の金額

平成31年度入学生に適用分(単位:円)

学科	種別	検 定 料	入 学 料	授業料 (年間)	教育充実費 (年間)
生活科学学科	1年次	30,000	250,000	645,000	290,000
	2年次			645,000	290,000
幼児教育学科	1年次	30,000	250,000	625,000	270,000
	2年次			625,000	270,000

(備考) 1. 検定料の項中()内の金額は、大学入試センター試験利用の入学試験における検定料の額を示す。 2. 学長は、別に定めるところにより、この表に掲げる検定料等を減免することができる。

(授業料等の納入期)

第29条 授業料等は、前期・後期の2期に分けて、4月及び10月に納入しなければならない。但し、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

(退学及び停学の場合の授業料等)

- 第30条 学期の中途で退学し、または除籍された者の当該期分の授業料等は 徴収する。
 - 2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学及び復学の場合の授業料等)

- 第31条 学期の全期間にわたり、休学を許可されまたは命ぜられた者については、その学期の授業料等を免除する。
 - 2 学期の中途において、休学または復学した者は、その学期の授業料 等を全額納付しなければならない。

(校費、学生諸費及び実験・実習費)

- 第32条 校費、その他の学生諸費及び実験・実習に必要な費用は、別にこれを徴収する。
 - 2 学期の全期間にわたり、休学を許可されまたは命ぜられた者については、その学期の前項の諸経費を免除する。
 - 3 学期の中途において、退学または除籍された者及び休学または復学した者は、その学期の第1項の諸経費を全額納付しなければならない。

(授業料等の督促)

第33条 納付期限に至っても、授業料等を納付しない者には督促する。督促 を受けてから10日以上経過して、なお納付しない場合には、学長 はその登学を停止し、または学籍を除くことがある。

(納付した授業料等)

第34条 納付した検定料、入学料、授業料等は、原則として返付しない。

第8章 教職員組織

(職員組織)

第35条 本学に置かれる職員は次のとおりとする。 学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他。

第9章 教 授 会

(教授会)

第36条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第37条 教授会は、学長及び専任教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、准教授そ の他の職員を加えることができる。

(教授会の審議事項)

第38条 教授会は学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見 を述べるものとする。

- 一 学生の入学、卒業及び修了
- 二 学位の授与
- 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、 教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究 に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べ ることができる。

(教授会の成立)

第39条 教授会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

(その他)

第40条 教授会に関し必要な事項は別に定める。

第10章 図書館

(図書館)

第41条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規則は別に定める。

第11章 科目等履修生、特別聴講学生、 研究生、外国人留学生及び公開講座

(科目等履修生)

- 第42条 本学において授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。
 - 2 科目等履修生には単位を与えることができる。
 - 3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

- 第42条の2 他の大学または短期大学の学生で本学において授業科目の履修 を希望する者があるときは、当該他大学等との協議に基づき、特別 聴講学生として入学を許可することがある。
 - 2 特別聴講学生には単位を与えることができる。
 - 3 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

- 第43条 本学において、特別の事項について研究しようとする者があるとき は、本学の教育に支障のない限りにおいて選考の上、研究生として 入学を許可することがある。
 - 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

- 第44条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、 本学に入学を志願する者があるときは、選考の上外国人留学生とし て入学を許可することがある。
 - 2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第45条 本学は学生の修学を妨げない場合に限り、適当な時期に公開講座を 設け、地方文化の向上に資することがある。

第12章 賞 罰

(表彰)

第46条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長 が表彰する。

(懲 戒)

- 第47条 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした 者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。
 - 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
 - 3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 厚生保健

(健康管理)

- 第48条 学生は、定期に行う健康診断を受けるほか、随時健康診断を受けて、疾病の予防と健康の増進につとめなければならない。
 - 2 厚生並びに保健に関する施設及びその利用方法については、別に定 める。

(学生寮)

- 第49条 本学の教育目標を達成するため学寮を置くことができる。
 - 2 学寮の運営に関する規則は、別に定める。

第14章 雑 則

(学則の改正)

第50条 この学則の改正は、教授会の議を経て、理事会において行う。

- 附 則 本学則は昭和40年4月1日からこれを施行する。 (平成31年4月1日改正)
 - 一、この学則は、平成31年4月1日から施行する。 但し、平成30年度以前の入学者については、従前のとおりとする。
- [別表第1] 省略(教育課程表(1)教養科目(2)専門科目生活科学学科・幼児教育学科 p.38~p.44参照)
- [別表第2] (検定料、入学料、授業料等の金額 第28条に記載)